

■ 要介護(要支援) 認定を受けていらっしゃる方へ
税申告用認定書について

所得税および町県民税の年末調整や確定申告の際に提出する「障害者控除」および「特別障害者控除」用の認定書を交付します。

認定書は、令和5年分の所得税、令和6年度分の住民税の申告にのみ使用できます。

●対象 昭和34年1月1日以前に生まれた方で、令和5年12月31日現在(令和5年中に亡くなられた方)については亡くなられた日現在) 要介護または

■ **マイマイガの駆除について**

近年、マイマイガの発生報告が寄せられております。マイマイガの幼虫は、さまざまな草木の葉や農作物等を食害します。大量発生を抑制するためには9月から翌3月頃までの「卵塊」の時期での駆除が最も効果的と言われています。建物の壁面などに卵が産みつけられている可能性がありますので、発見した場合は駆除にご協力をお願いいたします。

● **駆除方法**

▼卵塊は、ペットボトルを半分に切ったものや、塵取りなどの先の平らなもので壁などから剥

は要支援認定を受けており、障がい程度が一定以上の方。

※認定基準など、詳しいことは介護保険係へお問い合わせください。(町ホームページにも記載しています。)

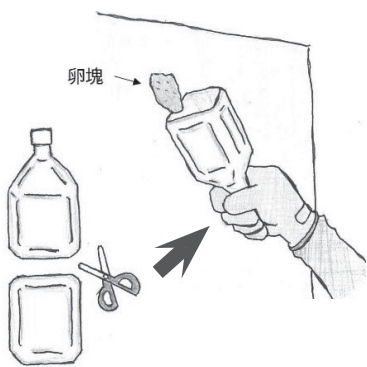
※障害者手帳などで控除を受けられる方は、申請の必要がありません。

【申請・問い合わせ】

健康福祉課介護保険係
 ☎ 86-0213

がすことができます。

▼作業の際は、手袋、ゴーグル、マスク等を着用してください。



【問い合わせ】

町民課くらし環境係
 ☎ 85-6131

燃えるごみの出し方についてのお願い

生ごみ、残飯を燃えるごみとして出すときは、水気をよく切りましょう。水分の多い可燃ごみが見受けられる場合があり、水気が多いと、集積所やごみ収集車が汚れ、その掃除に時間が取られ、収集に支障をきたします。できる限りコンポスターなどを使い土壌還元を図りましょう。

白鷹町衛生組合連合会より

◆冬期間のごみ集積所の除雪についてのお願い

ごみ集積所は、その集積所を利用する地域の皆さんで管理いただくものであり、ごみ集積所の周りの除雪は、地域の皆さんで行っていただくことが原則です。

特に道路から離れている場合、集積所の前に多くの雪があると収集業者が入れず、出されたごみを回収できないことがあります。これから雪の降る時期となります。地域の皆さまにはお手数をおかけしますが、ごみのスムーズな回収にご協力ください。



【お問い合わせ】 白鷹町衛生組合連合会 (事務局：町民課くらし環境係 ☎ 85-6131)

～ごみ集積所を、地域の皆さんで気持ちよく利用できるよう、ごみの出し方や管理について引き続きご理解とご協力をお願いいたします～

第6次白鷹町総合計画後期基本計画策定に係る「まちづくりアンケート」の実施について

●目的

現在、第6次総合計画前期基本計画に基づき、一人、そして地域がつながり、輝き続ける「潤いのまち」を将来像としてまちづくりを進めております。

このたび、令和7年度から令和11年度を計画期間とする後期基本計画の策定にあたり、町民の皆さまの声を今後の施策へ反映するため、「まちづくりアンケート」を実施いたしますので、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

●対象者

無作為に抽出した18歳以上の方(約4000名)

●実施方法

対象となられた方に郵送でアンケートを送付いたします(12月上旬頃)。アンケート用紙にご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

●期限

1月15日(月)まで投函をお願いします。

【問い合わせ】

企画政策課企画調整係
☎85-6123

人権なんでも相談所を開設します

人権相談委員が、夫婦・家族間のいじめ、高齢者・子どもの虐待、相続問題などのさまざまな問題について、皆さんからの相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

◆女性の場合は、女性相談委員が相談を受けることもできます。

●いつ 12月6日(水)
午前9時から11時30分

●どこで

中央公民館
会議室A・B

【申し込み・問い合わせ】

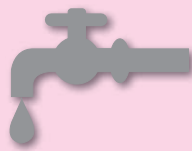
町民課くらし環境係
☎85-6131



冬期間は 水道の検針を 休みます

【問い合わせ】

上下水道課業務係 ☎85-6137



1月～4月までは、積雪によりメーター検針が困難なため、検針を行いません。

水道料金・下水道使用料は、12月請求分(11月の使用水量)と同額を請求し、検針再開の来年5月に精算させていただきます。

冬期間の使用水量が11月の使用水量と大幅に変動することが予想される場合は、上下水道課までご相談ください。

○水道管の凍結や漏水事故にご注意ください

例年、12月から3月にかけて水道管の凍結事故が急増します。水道管が凍結すると、水が使えなくなるだけでなく、破損による漏水で修理費用を要したり、水道料金が高額となる場合があります。

○水道管の凍結・漏水事故を予防するためには

・「不凍水抜栓」を完全に閉め切り、蛇口を全開にして水抜きをしましょう。
・冬期間使用しない施設は閉栓手続きを行いましょ。開栓・閉栓の手数料はそれぞれ1000円です。(※事前申し込みが必要。実施希望日の3日前まで。)

○もし、水道管が破損したら…

漏水が発生した場合は、直ちにメーターボックス内のバルブを閉め、水が止まったことを確認して町指定給水装置工事業者にご相談ください。修理代は自己負担となります。

○漏水の確認方法について

自宅内の蛇口をすべて閉め、水道メーターを確認してください。銀色のパイロットマークまたは1リットル針が動いている場合は、どこかで漏水している可能性がありますので、町指定給水装置工事業者へご相談ください。